

ご存知でしたか？

介護する方の腰痛予防と介護される方の安全のために

腰痛予防指針が見直されています！！

- ・あなたの施設(職場)では介護者の腰痛予防対策をされていますか？
- ・外国人技能実習生や技能人材の方たちの腰痛予防対策をされていますか？

腰痛による離職される方を無くしましょう！！

使用する場面にあったリフトがあります



職場における腰痛予防対策指針

移乗介助、入浴介助及び排せつ介助における対象者の抱え上げは、労働者の腰部に著しく負担がかかることから、全介助の必要な対象者には、リフト等を積極的に使用すること。

リフトのある生活委員会



お問合せ JASPA介護リフト普及協会 事務局 岡田
(株式会社ミクニザイマス内)
TEL 03-3833-0395 Mail t_okada@mikuni.co.jp
日本褥瘡学会・在宅ケア推進協会 事務局 村木
TEL 03-5291-6231 Mail care@zaitaku-jokusou.info

ご存知でしたか？

令和3年度の介護報酬改定では、**介護職員処遇改善加算などの算定要件の「職場環境等要件」**に「介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施」が設けられました。

=介護リフトの助成金のご紹介=

人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)

介護事業主が介護福祉機器の導入等を通じて、離職率の低下に取り組んだ場合に助成対象となります。

対象 移動・昇降用リフト（立位補助器、非装着型移乗介助機器を含む）

- 要件**
- (1) 介護労働者の労働環境向上のための介護福祉機器の導入・運用計画を作成し、管轄の労働局長の認定を受けること。
 - (2) リフトを導入し、適切な運用を行うこと。
 - (3) 実施の結果、導入・運用計画期間の終了から1年経過するまでの期間の離職率を導入・運用計画を提出する前1年間の離職率よりも、目標値以上に低下させること。

助成 機器の導入や研修費用などの合計額の20%（生産性要件を満たした場合は35%）
上限は150万円

エイジフレンドリー補助金

対象 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用(リフト導入で抱え上げ作業を抑制)その他、職場環境を改善させるための対策に要した費用

要件 60歳以上の高年齢労働者を常時1名以上雇用している中小企業の規模の医療・福祉施設などで労働保険に加入している施設。

助成 高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費(物品の購入・工事の施工等)
補助率 1/2 上限は100万円



リフトのある生活委員会

お問合せ JASPA介護リフト普及協会 事務局 岡田
(株式会社ミクニザイマス内)
TEL 03-3833-0395 Mail t_okada@mikuni.co.jp
日本褥瘡学会・在宅ケア推進協会 事務局 村木
TEL 03-5291-6231 Mail care@zaitaku-jokusou.info